

## 平成 23 年度 第 6 回年金業務監視委員会 議事要旨

- 1 日時 平成 23 年 11 月 22 日（火）17:00～17:40
- 2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 10 階 総務省第 1 会議室
- 3 出席者  
（委員会）郷原委員長 高山委員長代理 片桐委員 岸村委員 草野委員  
村岡委員 吉山委員  
（総務省）新井行政評価局長 井波年金業務監視委員会事務室長 三宅総務課長  
平野評価監視官 河合評価監視官  
（厚生労働省）今別府年金管理審議官 蒲原審議官 藤原総務課長 塚本事業企画課長  
中村事業管理課長  
（日本年金機構）紀陸理事長 薄井副理事長 松田理事 野口経営企画部長  
阿蘇国民年金部長

### 4 議事次第

厚生労働省からの報告

第 3 号被保険者不整合記録問題に関する国民年金法の一部を改正する法律案について

### 5 会議経過

- 第 3 号被保険者不整合記録問題に関する国民年金法の一部を改正する法律案について、厚生労働省から資料に基づき報告があった。

上記の報告に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 過払い分の返還を求めないことについて不公平という意見もあるが、厚生労働省としてこのような意見をどのように理解しているかという質問に対して、公平性と生活への配慮の議論をどうまとめるのかということであり、年金業務監視委員会の意見書や社会保障審議会の特別部会の報告書を踏まえて与党で議論を重ねられた結果を受け止め、法案化したとの回答があった。
- ・ 過払い分の返還を求めないことによって追納のインセンティブが失われることはないか、かえって追納しない方が得するという場合はないかという質問に対して、将来分の年金額も減額しないということであれば、追納のインセンティブが失われると思われるが、将来分は、追納がなければ減額することとしている。また、一般的には、年金を 10 年弱受け取れば、納付した保険料より受け取る年金額の方が高いというバランスになっており、基本的には追納した方が、メリットがあると考えていただけるのではないかととの回答があった。
- ・ 既に記録が訂正され、年金を支給されていない者も、不整合期間をカラ期間として受給資格期間に算入するのか、また、過去 10 年分の追納も可能なのかという質問に対して、今回の法案が成立すれば、そのような者も記録訂正時点で時効により保険料が納付できなかった不整合期間はカラ期間となり、過去 10 年間にある不整合期間（60 歳以上の者は、50 歳から 60 歳までの期間）の追納も可能になるとの回答があった。

- ・ 既に記録が訂正され、現在、過払い分の返還をしている者についても、法案成立後、返還を求めないことになるのかという質問に対して、記録の訂正が行われた時点のルールに沿って返還していただくものであり、既に記録が訂正された方についての返還の取扱いが今回の法案によって変更されることはないとの回答があった。
- ・ 今回、過払い分の返還を求めないという特別措置を講じる理由のひとつとして、行政の取組が必ずしも十分でなかったことを挙げているが、具体的には何が不十分だったのかとの質問に対して、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出勸奨や職権による種別変更、年金の裁定時における記録確認について不十分な点があったとの回答があった。
- ・ 再発防止策について、運用3号が問題になってから現在までの取組と今後の取組を教えてほしいという質問に対して、現在までの取組では、年金機構のマニュアルを見直し、年金裁定時に配偶者の記録と突き合わせることを徹底するようにしたとの回答があった。  
また、今後の取組としては、第3号被保険者の資格を喪失した際に配偶者の勤務先の事業主経由で年金機構へ情報を提供してもらうようにし、届出勸奨や職権による種別変更に活用するほか、職権による種別変更を行うまでの期間を短縮することを検討しているとの回答があった。
- ・ 追納による保険料収入額はどのくらいと見積もっているのかという質問に対して、受給者の追納を可能とすることは初めてであり、追納により年金額が増えるため、多くの方が追納するのではないかと期待しているが、数字は見積もっていないとの回答があった。

○ 次回委員会の開催日程は、今後調整予定。

(注) 速報につき、訂正の可能性あり。

(文責 年金業務監視委員会事務局)